

## 取扱職種の範囲等の明示

- 取扱い職種の範囲等  
・職種：全職種 ・地域：国内
- 手数料に関する事項

《求人者》 手数料表（消費税別）のとおりです。

| サービスの種類及び内容                                     | 手数料の額及び負担者                                                                                                |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人受理時の事務費用                                      | 0円                                                                                                        |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス<br>【職業紹介サービス】            | 成功報酬<br>職業紹介が成功した場合における<br>当該求職者の就職後1年間の想定年収の50%<br>(手数料負担者は、求人者とします。)                                    |
| 求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス<br>【職業紹介の付加サービス】 | 成功報酬<br>職業紹介が成功した場合における<br>当該求職者の就職後1年間の想定年収の50%<br>(手数料負担者は、求人者とします。)                                    |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索                    | 着手金 2,000,000円 活動1日あたり 100,000円<br>成功報酬<br>職業紹介が成功した場合における<br>当該求職者の就職後1年間の想定年収の50%<br>(手数料負担者は、求人者とします。) |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言                     | 着手金 0円 相談・助言終了時 0円 成功報酬 0円                                                                                |

《求職者》 手数料につきましては、一切徴収致しません。

- 苦情の処理に関する事項

苦情申出先 札幌支社釧路出張所 職業紹介責任者 首藤 満 連絡先 0154-21-5501

- 個人情報の取扱いに関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は担当取締役・職業紹介責任者・職業紹介業務を担当する事務員とする。

個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 札幌支社釧路出張所 首藤 満とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を少なくとも年1回実施するものとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。

第3条 第1条の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報の本人からの情報の開示請求があった場合は、その情報に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

第4条 個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理を行うこととする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 札幌支社釧路出張所 首藤 満とする。

第5条 有効期間は求人・求職受付後、5年間とする。

- 返戻金制度について

雇い入れ後、30日以内に求職者が本人都合により退職した場合は、紹介料金の50%相当額を返金いたします。

※返金は退職日から7日以内に弊社宛に連絡を頂いた場合に限る。 ※紹介予定派遣は当該制度の対象外とする

※返金率および返金の対象となる補償期間および連絡期日は求人者と当社の間で別に定めをする場合がある。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5による明示です。

2024年1月1日